

京都市告示第 2 号

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 4 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	大枝経133号線	西京区大枝北沓掛町七丁目15番地の1地先 同町5番地の1地先		
2	大枝経134号線	西京区大枝北沓掛町七丁目8番地の1地先 同町6番地の1地先		
3	大枝経135号線	西京区大枝北沓掛町七丁目11番地の4地先 同町11番地の1地先		
4	大枝緯142号線	西京区大枝北沓掛町七丁目11番地の7地先 同町10番地の10地先		
5	大枝緯143号線	西京区大枝北沓掛町七丁目12番地の8地先 同町9番地の6地先		
6	羽束師経166号 線	伏見区羽束師古川町647番地の17地先 同町116番地の100地先		

(建設局土木管理部道路明示課)